

令 和 7 年 2 月 2 8 日

各診療所の長
各診療所開設予定者 } 殿

青森県健康医療福祉部医療薬務課長
(公 印 省 略)

令和7年度診療所の承継・開業支援事業に係る事業計画及び所要額について（照会）

県の実施計画（令和7年5月末国提出期限）に当たり、標記事業に係る見込みを把握する必要がありますので、当該事業の実施を予定している場合は、下記により事業計画書及び所要額を御提出くださるようお願いします。

記

1 提出書類

- (1) ワードファイル 【診療所名】 R7施設・設備整備計画（回答様式）
・令和7年度 診療所の承継・開業支援事業計画書
- (2) エクセルファイル 【診療所名】 R7定着支援計画等（回答様式）
・令和7年度 承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）計画書
・令和7年度 承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）費補助金所要額調
・令和7年度 承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）所要額明細書
・令和7年度 承継・開業支援事業（地域への定着支援事業）基準額算出調書

2 添付書類

- (1) ① 施設 整備事業
・平面図等図面（A4又はA3サイズで、整備対象部分を色分けすること。新規以外は、新旧）
・整備後の各室面積一覧表
・事業積算根拠（見積書等）
- ② 設備 整備事業
・見積書
・当該設備等のパンフレット
・【設備の場合】設置場所を示す図面
- (2) 定着支援事業
・事業計画書（承継で事業計画を作成していない場合は、令和5年度の決算書）
※ 金融機関等に提出したもの

3 対象事業

別途通知する「要綱」に基づき実施する事業 ※ 国から要綱が示され次第、展開します。

4 提出期限

令和7年3月31日（月）

5 その他

本事業に係る厚生労働省の説明資料を添付します。

担 当	良医育成支援グループ 月舘
電 話	017-734-9288
メー ル	tomohiro_tsukidate@pref.aomori.lg.jp

令和7年度 診療所の承継・開業支援事業計画書 記載上の留意事項1

- 1 本様式は、事業別毎に別様とすること。
- 2 「事業区分」欄は、該当する区分を○で囲むこと。
- 3 「事業別」欄は、該当する事業を○で囲むこと。
- 4 「事業期間」欄は、整備に係る全体計画を記入すること。
- 5 「所在地」欄は、移転整備を予定している場合、移転後の所在地を（ ）内に記入すること。
- 6 「事業の種別」欄は、次により記入すること。
 - ・移転新築：現状の建物が存在する敷地以外の更地に新たに建物を建築する場合
 - ・改築：従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合。なお、全面改築であって、従前のものと著しく異なるときは、その他欄に「全面建替」と記入すること。
 - ・増築：敷地内の既存の建物に建増する場合。敷地内に別に建物を新築する場合
 - ・改修：模様替え及び内部改修工事にあたる場合で、基本的に建築面積、床面積に変更はない場合
- 7 「事業の種別」「整備予定施設の状況」欄は、設備整備を要望する事業にあっては、記入不要。
- 8 「病床数」欄について
 - (1) 設備整備を要望する事業にあっては、「現状」欄のみの記入で可。
 - (2) 「現状」欄は、「一般」「精神」「その他」の区分毎に許可病床数を記入すること。
 - (3) 「整備後」欄は、当該施設整備終了後に予定している病床数を記入すること。
 - (4) 「差引」欄は、「現状」－「整備後」の数を記入すること。
- 9 「概算事業費」欄について
 - (1) 見積書等による根拠ある金額を記入すること。
 - (2) 財源内訳については、過大な国庫・県補助金を見込むことのないよう、充分留意すること。
 - (3) 「事業団融資」欄は、社会福祉・医療事業団から借入を予定している場合、その金額を記入すること。
 - (4) 「補助基準額の積算根拠」欄は、設備整備を要望する事業にあっては記入不要。
 - (5) 「国・県補助金の積算根拠」欄の基準額は、「令和7年度 診療所の承継・開業支援事業計画書 記載上の留意事項2」のとおりとする。
- 10 「事業の必要性」欄は、当該事業の必要性について、できるだけ具体的に記入すること。（※必要に応じ、後日ヒアリングを行う予定です。施設・設備整備事業に係る補助金の全体メニューの中から総合的に優先順位を決定しますので、ご注意ください。）
なお、欄が不足する場合は、別様として差し支えないこと。

令和7年度 診療所の承継・開業支援事業計画書 記載上の留意事項2

1 「施設整備費事業」の基準額は、以下のとおりとする。

補助対象	1 m ² 当たり補助単価	補助率
○診療部門の整備費	鉄筋コンクリート : 198,300 円	1 / 2
・無床診療所の場合 : 160 m ²	ブロック : 172,500 円	
・有床診療所の場合（5床以下） : 240 m ²	木造 : 198,300 円	
・有床診療所の場合（6床以上） : 760 m ²		
○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費		
・医師住宅 : 80 m ²		
・看護師住宅 : 80 m ²		

2 「設備整備費事業」の基準額は、以下のとおりとする。

補助対象	1 か所当たり基準額	補助率
○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000 円	1 / 2